



第二回文化遺産学フォーラム 「大阪と沖縄の文化遺産」 基調講演 「日本の文化遺産と文化的景観の保存について」

著者	本中 眞
雑誌名	なにわ・大阪文化遺産学研究センター2005
ページ	1-10
発行年	2006-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/1372

第二回文化遺産学フォーラム「大阪と沖縄の文化遺産」

【基調講演】

「日本の文化遺産と文化的景観の保存について」

本 中 眞（文化庁記念物課名勝部門主任調査官）



パネラーの3氏と司会の藪田氏

文化庁記念物課の本中と申します。どうかよろしくお願ひ致します。

【1】（以下、番号はパワーポイントの画面番号を示す。）私は、現在、東京におられますけれども、もともと大阪の出身でして、奈良国立文化財研究所（現奈良文化財研究所）で約17年間、発掘調査に携わっておりました。その後、平成6年から東京に異動になりまして、文化庁記念物課で史跡名勝天然記念物の指定・保護に関する施策をはじめ、ただ今ご紹介のございました今回の文化財保護法の改正において新しく導入された「文化的景観」についても担当しております。また、国際分野では、世界遺産に関係する事柄についても、専門的な分野について担当しております。

本日のフォーラムは、冒頭に下駄履きのお話でということだったんですけれども、今申しましたような観点から、少し堅苦しくなるかも知れませんが、まず改正された文化財保護法についてお話をさせて

いただき、その後に大阪の文化遺産について、記念物や文化的景観の観点からどのように評価していくべきなのかについてお話をできればと思います。どうかよろしくお願ひ致します。

それでは、報告が長くなりますので、着席をさせて頂きます。

お手元に資料をお配りしておりますので、前の画面が小さくてわかりにくい場合には、随時、資料を確認しながら説明を聞いていただければと思います。

【2】 昨年5月に、文化財保護法が改正されました。よくご承知のように、文化財保護法は、昭和25年に戦前における3つの文化財関係の法律を合体して定められた法律なんですね。有名な法隆寺の金堂の壁画が焼け落ちたことに端を発して、特に防災上の観点に留意しつつ、日本の文化財を次の世代にどのように伝達していくのかについて定められた法律です。制定後、何度かの改正を経て、この度、平成16年に大きな改正が行われました。

今回の改正には3つの背景がありまして、これまでは文化財の観点からだけではなかなか価値評価が難しかったような「景観」だとか、生活や生産に直接関係する様々な「民俗技術」、それから近代や現代にまで及ぶような「新しい時代の遺産」について、新たに保護対象とするために法律の改正が行われたものです。

前の画面をご覧ください。改正は2つの柱から成り立っておりまして、第一に「保護対象の拡大」、今一つの柱は「保護手法の多様化」です。

「保護対象の拡大」には、「文化的景観」と「民俗

技術」を新しい文化財の種別に位置づけたということです。前者は身の回りの慣れ親しんだ生業や生活に関連する景観地の中にある価値を文化的な視点から評価しようとするもので、後者は生活に密着した技術の保護ですね。重要文化財に指定された建造物の壁の塗り直しや屋根の葺き替えなど、文化財を保存するための技術については文化財保護法の下に保護の対象になっているのですが、棚田の石垣を修理するための石積みの技術や酒造りの技術など、生活に密着した技術については保護の対象になっていませんでした。そのような民俗技術についても、無形の民俗文化財として指定・保護ができるようにしたということです。

今一つの柱は、「保護手法の多様化」ですね。よくご承知のように、有形文化財のうち建造物については平成8年から登録制度が導入されまして、現在では大阪府下においても、かなりたくさん建造物がすでに国の登録有形文化財になっています。今回の法改正では、建造物だけではなく、もう一つの有形文化財である美術工芸品、それから土地に関係する遺跡や庭園、動植物種・地質鉱物の類などについても、緩やかな規制の下に広く保護していくことを目的として登録制度を拡充したということです。

改正された文化財保護法は今年の4月1日から施行されまして、文化的景観については、現在、この秋の文化審議会文化財分科会に第一号の選定物件について諮問しているところですし、登録記念物についても、3件の都市公園の登録を諮問しているところです。今週の金曜日に、答申が出るのではないかと思います。

【3】 画面は、文化財保護の体系を示したものです。白・赤・青の3色で示しておりますが、従来から文化財保護法に位置づけられてきた文化財を白で示し、新しく位置づけられたものを赤や青で示しています。これまでの文化財には、お寺・神社などの建造物や絵画・仏像などの美術工芸品などからなる有形文化財をはじめ、人間国宝などの無形文化財、様々な習俗・習慣・民俗儀礼・祭りとそれに用いる道具などから成る有形・無形の民俗文化財などがあります。そして、指定されると史跡名勝天然記念物となる記念物。大阪城は特別史跡として、難波宮は史跡に指定されていますが、これらはすべて記念物の分野に属します。それから、一つ一つの建物の価

値付けは困難ではあっても、一群として町並みを形成しているような伝統的建造物群なども保護の対象となっています。これらの5種類の文化財が法律に定義されていたんですが、それに加えて、棚田や里山など、人間が自然や土地に対して働きかけることにより形成された土地利用の中にある様々な文化的な価値を評価する文化的景観の考え方が新たに加わり、法律に定義される文化財は6種類となったわけです。それから、先ほども申しましたように、もともと建造物だけを対象としていた登録制度は、美術工芸品・民俗文化財・記念物をも含め、対象が拡大したということです。

【4】 それでは、次に文化的景観の話に移りたいと思います。

前の画面にございますように、棚田、畑地、そして漁労に関わるさまざまな景観地や牧畜に係る草地があります。川と川が出会う所には、人と土地とのさまざまな交流が生まれ、文化が形成されました。そのような様々な土地利用の在り方を全て含め、文化的景観という名前が付けられたわけですね。これまでの史跡名勝天然記念物も土地に係る文化財なのですが、文化的景観のような現在の土地利用の中にある文化的価値については、史跡名勝天然記念物の評価制度の下にはなかなか捉えきれなかったものなんです。そのような性質の土地を、文化財として取り扱おうという試みであるわけです。

【5】 文化的景観の保護制度が導入された背景には、国際的な動向と国内的な動向の2つがありました。

画面の上半分には、国際的な分野に関わる動向を二つ整理しておりますが、まず何と言っても1992年に世界遺産条約において文化的景観(cultural landscape)という新しい概念が位置付けられたことが挙げられます。このことについては、また後でお話できると思います。それを受けて、世界各地では景観が持つ文化的な価値をどのように保護していくのかということについて、さまざまな分野から試みが行われてきました。特にヨーロッパを中心に先進事例が多いのですが、EUの統合と軌を一にして進んだヨーロッパ景観条約の試みなどは、そのうちの顕著なものとして挙げられるでしょう。ヨーロッパに独特の景観、そしてヨーロッパ各国に独特で希少価値のある景観。そのような景観地をそれぞれの

国が責任を持って保護していこう。そのような目的を持つ条約が発効し、締約国が増加しつつあります。

国内における動向には、2つあります。1つは、文化的景観の保護制度が新たに創設される前に、名勝という伝統的な風景を保存する既存の制度の下に、棚田や里山を保護していけないのかどうなのか、名勝の下に指定できる棚田や里山がないのかどうか、指定できるものがあるとするれば、指定後にどのような保存管理方法が必要となるのか。そのようなことを試すために、既存の保護制度である名勝に指定することにより、棚田の保護の試みを行ってまいりました。

例えば、画面に表示されている長野県千曲市の「姨捨（田毎の月）」。古くから月見の名所として多くの俳人や歌人たちが現地を訪れ、様々な作品を残してきた棚田です。絵画にも描かれ、版画などの作品が残されてきました。月見の名所である棚田として、芸術上・観賞上の価値の高い棚田として名勝に指定したわけなんですね。指定の後には、保存管理に関するさまざまな試行錯誤を行い、水田のような農地そのものを文化財に指定する上で、どのような点に留意しなければならないのか、そのような点について、関係者の間で様々な議論を進めてきたんです。同様のことは、石川県輪島市の「白米の千枚田」という棚田においても試みてきました。

名勝に指定して保護することが可能な棚田は、そう多くはありません。姨捨の棚田と白米の棚田以外にはなかったんですね。しかし、この2つの棚田以外にも、現在、われわれが見て非常に美しいと思うような棚田が、全国にたくさんあるわけですね。じゃあ、そのような棚田をどのように保護していくのか。そもそも、そのような価値の高い棚田などの景観地は全国各地にどの程度あるのか。保護を講ずべき物件の特定とその保護をするための視点を明らかにすることが必要でした。制度改正を行うとすれば、どのような視点が必要なのか。そのために、平成12年から15年まで3ヵ年をかけて私どもの方で調査研究を行いました。その成果を踏まえて、このたび文化財保護法の改正が行われたということなのです。

繰り返しになりますが、最近の約10年の間に国際的分野や国内的分野において大きな前進があり、そ

れらの成果を受ける形で今回の法律改正が行われたわけです。

【6】 次に、世界遺産の文化的景観の話を致します。

世界遺産における文化的景観の考え方は、日本の文化財保護法における文化的景観よりもさらに広い範囲をカバーしています。画面の一番上に示しているように、世界遺産条約下における文化的景観は「人間の営為と自然との結合の所産」というふうに定義されていて、人間と自然との間にある物理的・精神的なすべての関係を示す景観を範囲に含めることができることとされていて、3つの領域に分けられています。

第1の領域は、人間が意図的に創り出した景観地。例えば庭園や公園などがそうですね。明らかな設計意図に基づいて人工的に創造された景観です。第2の領域を飛ばしまして、先に第3の領域について説明しますが、これは人間の精神的な部分に関連する景観ですね。例えば、宗教・信仰、或いは文学・芸術活動に関連して意義を持つ景観です。何らかの人工的な働きかけや変化が行われているというよりも、むしろ精神上の重要な意味を持っている景観と言っていいと思います。例えば、日本でいうと富士山のような信仰の山が第3の領域である「関連する景観」に当たるのだらうと思います。

それで、第2の領域についてなんですが、これが今回の文化財保護法の改正により新たに導入された文化的景観なんですね。特に産業に関連する景観、産業活動を通じて継続的に行われてきた土地利用で文化的価値を持つようになったような景観が、この第2領域に含まれているわけです。このように、物理的な関係から精神的な関係に至るまで、非常に広い範囲をカバーしているのが世界遺産条約における文化的景観であって、その中でも第2領域に属するものが、今回新しく日本の文化財保護法の下に文化的景観として位置付けられたということなんですね。

世界遺産条約下の第1領域に属する文化的景観である庭園・公園は、国内ではすでに名勝を中心に指定して保護が図られているもので、皆さんよくご存知の京都の庭園の多くは名勝や史跡に指定されているわけです。また、世界遺産の第3領域に属する文化的景観についても、さきほど申しました富士山が

特別名勝に指定されているように、例えば世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」に含まれている様々な霊場など、信仰に関わる山岳については既に史跡に指定されているわけです。ですから、第1領域と第3領域は既に保護が図られていたわけですが、第2領域については未だ保護が図られていなかったため、今回の制度改正において文化的景観として位置付けられたということなんですね。

【7】 画面には、世界遺産条約における文化的景観の事例をいくつか掲げております。左上の写真はフランスの「ヴェルサイユの宮殿と庭園」です。これは文化的景観の考え方が導入される以前に世界遺産に登録されていたので、実際には文化的景観として登録されているわけではないんですけれども、第1領域に属する文化的景観としての評価が可能です。

その下の写真は、オーストラリアのエアーズ・ロックの名で有名な砂漠の中の岩山です。オーストラリア大陸に白人が渡ってきて、それまで長く住んでいたアボリジニーという先住民族の土地にオーストラリアという国を建国するわけですが、白人たちは大陸が持つ自然的価値に注目して、エアーズ・ロックとその周辺の地域を国立公園に指定します。まず、それを世界自然遺産として登録しました。その後、オーストラリア政府はエアーズ・ロックが存在するノーザン・テリトリーの区域をアボリジニーに返還することとし、国連先住民年として先住民の権利顕彰の年となった1994年に、アボリジニーの人々が聖地として崇めているこの岩山の区域を文化的景観として世界文化遺産に登録したんです。ですから、現在では複合遺産になっています。

右上の写真はオーストリアの別荘地の景観地で、右下の写真はイタリアのトスカナ地方に展開するイトスギに彩られた農耕地の景観です。この地域では、ルネサンス以降に領主階級と農民層とが力をあわせて景観形成にも十分配慮しつつ農地造成を進めてきたんですね。道沿いにイトスギを植えるなど、アイ・ポイントとなる並木や樹林の造成にも配慮しながら、美しい農地の自治管理を行ってきた。そのような観点から、世界遺産に登録されたんですね。このように、第1領域から第3領域に至るまで、様々な種類の文化的景観があるわけです。

【8】 次の画面は、1995年に文化遺産として登録

されたアジアの稲作文化に関連するフィリピンの棚田景観です。ルソン島北部の山岳地帯にはイフガオ族などの先住民族が居住していて、稲作を基盤とする独特の生活文化を今に伝えています。この棚田を世界遺産に登録するのに先だって現地で専門家会議が開催され、私も会議に参加するために現地に赴いたんですが、マニラからバスで10時間ほどかかるとても山奥の辺鄙なところなんですね。

世界遺産登録後には多くの観光客が訪れるようになり、左上の写真にあるように、小さな集落を中心とする自作農の棚田が営々と築かれていた所にも、徐々に変化の波が押し寄せつつあります。観光客の絶対量が増えてくると、地元の自作農の人たちもある程度潤うようになり、藁葺の屋根が堅牢なタン葺きへと変化したり、コンクリート製の建物が建てられたりします。ここは地震がかなり多い地域で、棚田の石積みの修理もままならないんですが、石積みの修理をする代わりにコンクリートで修理をしてしまう。棚田の石積みは、全体として微妙なバランスの下に成り立っているものなんですね。ですから、一部ではあるにせよ堅牢なコンクリートの擁壁が割り込んでくると、地震や大雨が起きたときに全体のバランスが崩れて一箇所に集中して災害が発生してくるというような傾向も見られるようです。左下の写真をご覧くださいますと、若年層がマニラなどの都市部に流出し、耕作を行っているのは老人や女性だけであり、稲作よりもさらに換金性の高い畑作物への転換が徐々に進んでいるんですね。そのような観点から、この棚田の危機的な状況を救う必要があるということで、「危機にさらされている世界遺産一覧表」に登録が行われ、現在、技術的・財政的な支援が行われているところです。日本の棚田が抱える問題と、ほとんど同じような問題がここにもあるのだろうと思います。

【9】 画面は、文化的景観の保護制度の現在における到達点を整理したものです。2005年に世界文化遺産に登録されたものの件数は計29件ありましたが、そのうちの約40%強にあたる13の遺産が文化的景観として登録されました。このように、文化的景観は、次世代に向けて自然・土地と人間との持続的な関係を表す重要な遺産として世界的にも非常に注目されている遺産の種別である、というふうに言えると思います。13の遺産の中には、日本の「紀伊山

地の霊場と参詣道」も含まれています。古来の神道と大陸から伝わった密教、その融合の過程で形成された修験道、独特の信仰形態である熊野信仰など、紀伊山地を舞台に自然との精神的関係を示す多様な形態の遺産が、第3領域に属する文化的景観として登録されたのには、とても大きな意義があったのではないかと思います。

一方、国内的には文化財保護法の改正が行われ、この秋に重要文化的景観の第1号が選定されることになっています。

【10】 昨年、世界遺産で文化的景観として登録されたもののうち、いくつかを画像でご紹介しようと思います。イランの「バムの文化的景観」もそのうちの一つです。バムは一昨年(2017年)の12月に激しい地震に見まれ、大きな被害を受けました。イラン高原東南のアフガニスタンの国境にも近い砂漠地帯にあって、東西の交易ルート上に紀元前6世紀から紀元後11世紀あたりまで栄えた隊商都市の遺跡なんですね。右上の写真でお分かりいただけるとおり、日干しレンガから成る堅固な城壁に囲まれた城塞都市遺跡なんです。城塞遺跡の北の川筋に大きな断層があり、今回の地震を引き起こした原因であることが分かっています。城塞遺跡の南側に広く展開しているのはバムの特産物として大規模栽培が行われているナツメヤシの農園で、その東南方向には旧都市域や新都都市域が展開しています。私は、ユネスコの世界遺産センターとテヘラン地域事務所の求めに応じて、一昨年の春に現地へ赴き、ユネスコを含め国連として災害の復旧や遺産の保護について全面的な協力を行っていくために、バムの城塞遺跡を世界遺産に緊急登録するとともに危機にさらされている遺産一覧表にも同時に登録する上で、登録推薦書の作成に関する技術的な支援に当たりました。

私が現地に入ったとき、現地の専門家たちは、まず城壁に囲まれた城塞遺跡の考古学的な価値が非常に高い部分だけを世界遺産に登録したい、と言っていたんです。ところが、現地ですべて調査してまいりますと、城塞遺跡のみならず、その周辺の旧都市域にもモスクやバザールがあるなど、城塞遺跡に関連する非常に重要なエレメントが複数残されていることが分かったんですね。もちろん、地震で大きな損傷を受けてはいるのですが、修復することによりその価値の再生は可能です。先ほど申しましたナツ

メヤシも、バムの人たちにとっては精神上極めて重要な樹木であり、また恵みをもたらす重要な生活の糧ともなっているわけですね。このような農場の地域やそこで栽培されている樹木について、どのように価値評価していくのか。それから、バムのはるか北側には3,000m級の山脈が展開しているのですが、その山岳地帯から湧き出してくる水が、砂漠の地下を延々掘り抜いて造られたカナートと呼ぶ地下給水施設によってバムまで運ばれてきているんですね。カナートは西アジアから東アジアに広く見られる地下灌漑施設なんですが、そのうちの最も古いものがバムの城塞遺跡に繋がっていることが発掘調査で分かっています。

城塞都市のみならず、都市とその周辺を支えた様々な生活・生業の在り方。現在、生きている人たちが営んでいるナツメヤシの農場や今も使われているカナートなどの施設。そして、この城塞遺跡が考古学的な遺跡であるのみならず、バムの人にとっては非常に重要な精神上の意義を持っているのです。そのようなモノや性質を全て含めて世界遺産に登録していこうということで議論を進め、推薦書の作成を行ったわけです。当初は「バムの城塞遺跡」という名前で登録する予定だったんですが、世界遺産委員会の場においてイラン政府が申し出を行い、最終的に「バムの文化的景観」という名前に改めて登録が行われたんですね。現在、危機にさらされている世界遺産一覧表にも登録され、財政的・技術的な支援が行われているところです。つまり、考古学的な遺跡にだけ注目するのではなく、長い歴史の中で人々が居住や生業を通じてその土地にどのように関わってきたのか、そして今もどのように関わっているのか。歴史の中での継続的な人間と土地との関わりの全てを評価していこうという考え方が文化的景観の考え方ですし、そのような遺産の評価の在り方が世界遺産の分野では大きな潮流となりつつあると言ってもいいと思います。

【11】 次の画面は、「紀伊山地の霊場と参詣道」ですね。これはバムとは全く性質が違いますが、精神上の顕著な普遍的価値を持つ山岳地帯の事例です。ここには、山岳地帯という自然地域に、様々な無形の文化的価値がこめられているのです。霊場となっている岩・樹木・滝・海、神社や寺院などの建造物のみならず、その周辺を取り巻く深い樹叢など

の自然地域を含めた文化的景観としての価値評価ということですね。

【12】 次に、国内における文化的景観の保護制度に話を移したいと思います。

世界遺産の分野における文化的景観は非常に広い範囲をカバーしているんですが、先ほども申しましたように、日本の保護制度における文化的景観は、生活・生業に関わる景観地にのみ限定されています。文化財保護法の定義によると、「地域における人々の生活又は生業、及び当該地域の風土により形成された景観地で、わが国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」というふうに定義されています。ですから、「紀伊山地の霊場と参詣道」のような遺産は、日本の文化的景観の保護制度には合致しないことになりますし、庭園や公園のようにある明確な設計意図の下に造成された景観地も該当しないことになります。

重要文化的景観の選定基準ですが、ごらんのように2つの項が立てられていて、第一項では（一）の農耕に関する景観地から（八）居住に関する景観地に至るまで、8種類の例示が行われています。採草・放牧・森林の利用、漁労・水の利用、それから採掘・製造、流通・往来・居住なども含まれています。このような、かなり広範にわたる景観地が対象になっていて、そのうちの希少性の高いものや典型的なもの、又は数多に存在するもののうちの代表的なものなどが選定の対象になります。選定基準の（一）から（六）までがおおよそ生業に関わるもので、（七）と（八）が主として生活に関わるものと分類できます。選定に際しては、第一項に掲げる基準のどれか一つに該当していることが必要ですが、第二項では、第一項の各号が組み合わさって形成されている景観地について選定できることとされています。

【13】 さて、制度の内容についてご説明します。今回、文化財保護法の改正と奇しくも軌を一にして国土交通省・農林水産省・環境省の3省共管の下に景観法が定められました。この法律は、これまで市町村・都道府県を中心として地方公共団体が景観を保全するために条例を定めてきたわけですが、景観法はそれらの景観条例の根拠法としての性質を持つ法律なんですね。それぞれの地方公共団体が独自条例の下に景観形成の規制を定めてきたわけですが、

なかなか強制力を持つ規制を定めることができなかったわけです。何故かと言うと、根拠となる法律がなかったからなんですね。そのような限界を持っていた景観条例に、根拠を持たせるための法律として景観法が定められた意義はとても大きいと思います。しかも、それと軌を一にして文化財保護法の下に景観を文化的な観点から評価できる制度が創設されたということも、とても大きな意義を持っていたのではないかと思います。

今回のこの文化的景観の保護制度は、景観法に定める景観計画区域又は景観地区の中にある文化的景観であって、地方公共団体がその保存のために必要な措置を講じているもの、具体的に言うと条例の下に規制措置を講じているもののうち、特に重要なものについて地方公共団体の申出に基づき文部科学大臣が選定するという制度になっています。画面の下の図は少し見にくいんですが、選定の対象となる文化的景観の種別と、景観法に基づく景観計画区域又は景観地区との関係を示したものです。灰色のラインで示しているのが景観行政団体である地方公共団体が定める景観計画区域であり、赤のラインで示しているのが景観地区の範囲です。都道府県又は市町村の全域を景観計画区域に含めることもできますし、図のように個別分散的に景観計画区域を定めることもできるようになっています。景観計画区域が届出制であるのに対し、景観地区は都市計画区域内において許可制の強い規制措置が必要な区域を対象として定められるものです。このような景観法に基づく区域内に、まず文化的景観の区域を含める必要があり、景観形成の観点から条例の下に適切な規制措置がとられていることが前提となって、重要文化的景観への選定を申し出ることができることとされているわけです。

【14】 この画面も少し見にくいので、お手元の資料をご確認いただきながら話を聞いていただければと思いますが、重要文化的景観の選定の流れを示した図です。まず景観法に基づいて市町村・都道府県が景観行政団体に指定されなくてはなりません。特に指定都市以外の市町村は、都道府県知事との協議の上、景観行政団体となることができます。そして、景観計画を定めて景観計画区域・景観地区などの区域を指定しないとけません。これと並行して、文化的な観点から景観の価値を明らかにするた

めに調査を行う必要があります。同時に、文化的景観の保存に必要な規制措置を条例の下に定める必要があります。さらに、文化的景観の保存のための計画を策定し、所有者の同意を得た上で申し出を行うと、重要文化的景観に選定されることになります。

図の右側の欄には、申出に向けて行う保存調査、保存計画の策定、それから選定された後に行う様々な修理・復旧・防災等の事業、選定の前後を対象に行う合意形成のためのソフト事業など、国（文化庁）による支援の制度を示しています。

【15】 価値が失われた時には、重要文化的景観の選定を解除することになります。また、滅失・き損した場合、現状を変更する場合には、文化庁長官に対する届出が必要です。史跡名勝天然記念物に指定されたものについて現状を変更する場合には文化庁長官の許可が必要とされ、非常に強い規制がかけられているわけですが、重要文化的景観の場合には、まずは当該地方公共団体において条例の下に保護措置が講じられており、それを踏まえた選定だということで、ご覧のように届出という非常に緩やかな規制措置となっているわけですね。また、文化庁長官は重要文化的景観の滅失・き損等の恐れがあるときには、管理のための改善の必要措置について勧告ができることとされています。

【16】 今回の選定制度の導入に先立ち、先ほど申しましたように、姨捨と白米の2つの棚田を名勝に指定して様々な保護の試みを実施してきました。この画面は長野県千曲市の姨捨の棚田の事例です。画面の左の図は、江戸時代末期に歌川広重が描いた『六十余州名所図会』のうちの1つの図像です。現実的にはあり得ない光景なのですが、水田の1枚1枚に月影が映っているのがわかります。これは「信濃鏡台山田毎の月」を描いた図像なんですね。図像の中ほどに描く長楽寺というお寺の境内、その下方の傾斜面に展開する棚田の区域。このような場所が、現在でも現地に残っております。右側の航空写真は少し以前のものなんですが、名勝の指定区域は、①長楽寺の境内の区域、②姨捨の小さな水田の区画を非常によく残している「四十八枚田」と呼ぶ水田の区域、③耕作放棄によって一旦山に戻っていた区域を千曲市が所有者から借りて復旧し、オーナー制度の下に都市民との交流事業を行っている水田の区域、の3つの区域から成ります。

【17】 ご覧のように、現地では専門家や地域住民などから成る会議が行われたり、ワークショップなどの小さなミーティングを通じて、棚田の価値は一体どこにあるのか、棚田を護るためには何をしたいのか、あるいはいけないのか、棚田をもっと素晴らしい場所にしていくためには、どのような整備や活用をしていかなければいけないのか、について保存管理計画や整備活用計画にまとめ上げたんですね。

【18】 姨捨の棚田でのオーナー制度には、私も参加しています。名勝の指定に先だって、何回も現地に通って地元の人たちとも酒を飲みながら議論を行いました。その時に、私は大阪の都心の生まれなので水田で耕作した経験もないという話をしたところ、「それじゃだめだ。一度、田んぼの仕事を経験せんと」というふうに言われまして。酒に酔っ払った勢いも手伝ってですね、「じゃあ、1枚貸してください」てなわけで、田んぼを借りることになったんですね。

この左上の画面に写っているのがオーナー制度に参加した頃の私の田んぼの状況で、私の女房と息子が写っています。右の写真は2年ほど前のものですが、左の写真と比較して息子も成長したのがお分かりいただけるかと思います。この頃は誘っても来なくなりまして、今は左下の写真のように、私と女房と2人っきりでいつも喧嘩をしながら草刈りをやっているような状況です。

田植えの時に、まず1㎡当たり300円という会費を払うんですね。私の水田は約120㎡ですから、3万6千円払っています。田植え、草取り2回、それから稲刈り、脱穀と、年間5回通うことが義務づけられています。東京から約200km離れていて、往復400km以上あるものですから、車で結構時間もかかるし、往復のガソリン代もかかります。まあ、女房・子どもと一緒に連れて来ようと思うとですね、途中でおいしい物も食べんといかんし、温泉にも入らないといけないということで、その分のお金もかかります。最初の年はとても優秀で、うるち米が60kgの収穫がありまして、全体の経費を採れたお米で割り戻してみると、1kg当たり4,200円くらいかかっているということが分かりました。うちは、だいたい10kg 4,000～5,000円くらいのお米を買って食べていますから、およそ10倍の経費がかかって

いる計算になります。行くのはしんどいんですけども、現地に行ってみるとやっぱりほっとするんでしょうか、来てよかったと思う。それで、また喧嘩をしながらも草取りをして、ここ6年ほど続いているんですが、去年はうるち米からもち米に切り替えたんですが、かなり収量が低く、20kgくらいしか取れなくて落胆していたんですけども、今年は40kg以上の収穫があって、よかったねというふうに女房とも話しておりました。続けるのは結構大変なんですけど、このような「お遊び」をしながら棚田の保存活用に関わっている次第です。

[19] さて、制度改正の後に、新しい制度の浸透と問題点の抽出のために、全国各地の文化的景観の地区において、モデル事業を行っていただいています。例えば、近畿地方ですと、京都の「北山杉の林業景観」や兵庫県稲美町の「ため池群」などを対象として、現在、保存活用事業を実施していただいているところですよ。

[20] 画面は、モデル事業のうちの一つである宇和島市の段々畑の事例です。このような段々畑は瀬戸内海沿岸の随所において古くから見られたんですが、今では非常に少なくなっていて、ここ宇和島市の水荷浦では段々畑の再生事業が行われようとしています。

[21] 早採りの馬鈴薯が人気で、「段々祭り」というフェスティバルを通じて、みんなで段々畑の価値を発見していくような試みが行われています。

[22] また、ワークショップを通じて、地元の人たちにとってどのようにすれば利益になるのか、都市の人たちの参加の方法はどのようにあるべきか、などの問題について議論が行われています。若い人たちの多くは畑での耕作に関心が薄く、地元のお年寄りの人たちが中心となって耕作しているんですね。お年寄りたちは、「以前はわれわれも海で鯛漁に出ていたけど、ほとんど丘の段々畑の仕事には興味がなかった。でも、ある一定の年齢になって、海から丘に上がって見ると、畑が残されていたことの大切さが身にしみた。だから、今、若い者が気付かなくても、歳を取ったら絶対に気付くはずだ。その時まで、われわれはこの段々畑を護り続けていきたい。」というふうにおっしゃっていたのが非常に印象的でした。

[23] 文化的景観の保護のためには、景観の価値

は何なのかということについて、みんなで発見する作業が必要なのだろうと思います。そのためには、さきほども申しましたように、ワークショップやフォーラムを通じてみんなで確認し合っていくことが必要です。多くの人々が参加して、調査を行うことが必要なんです。

さらに、規制の措置を行う、ということですね。史跡名勝天然記念物の場合には、文部科学大臣が指定を行い、許可制の下にかなり強い規制をかけて保存措置を講ずるわけですね。でも、重要文化的景観の場合には、そんなことはありません。その土地で現に行われている耕作などの土地利用の形態を、そのまま継続していくことが重要なので、それが続けられないような規制は不要だと言うことですね。押し付けの規制ではなく、自分たちが受け入れられるようなルールを自分たちで作るのだといってもいいと思います。そのようなルールを条例に定めていくという視点が必要なんだと思います。

そして、文化的な視点からの景観保護だけでは地域づくりは進みませんから、文化的景観の保護の取組みを足がかりとしながら、医療や福祉といったまちづくりや地域づくりの全体にまで発展させていく視点が大切です。

[24] 地域の人たちは自らの生業・生活の観点から文化的景観保存計画の策定や様々な諸活動にアプローチします。これが基本ですね。それに対して、専門家の人々や先生方の指導助言は欠かせません。市民団体の人たちが自発的に行う様々な活用場づくりも大切です。行政の役割は、様々な議論・実践の場をきちんと準備・提供していくこと、コミュニケーションの場を確実に準備していくことだろうと思います。文化的景観の保護に関わる3者の間における連携協力は不可欠だということですね。

[25] 今回の制度改正に伴って新たに予算要求をしたんですが、画面を見てください。国土交通省が景観法の制定に伴う助成制度として200億円の経費を準備したのに対して、われわれは1億円しか準備できませんでした。しかし、このご時世で新たな費目を立てて予算を獲得するということは極めて大変なこととして、1億円だけでも確保できたことは大きな成果であったとも思っております。補修率が50%ですので、総計2億円の支援事業を実施することが可能です。今後、重要文化的景観の選定地が増え

ていけば、その過程で支援制度を充実させていくことも可能なのではないかと思います。

[26] さて、大阪の遺産の話に移りたいと思います。

画面は、私が注目している淀川の水系にある湾処ですね。デレーケという外国人技術者の指導の下に造成された水制の遺産ですね。文化的・歴史的な価値が高いだけでなく、淀川水系における生態系の観点からも非常に大きな意義を持っているのではないのでしょうか。国の天然記念物に指定されているイタセンバラの生息地にもなっています。

[27] 大都会のイメージが強い大阪からは、およそ想像できないようなこんな景観も残されているんですね。北の能勢や南の千早赤阪村に行きますと、ご覧のような棚田が見られます。これらの地域でも、保護のための取組みが行われています。

[28] 大阪府の南端に近い泉佐野市の日根荘では、今日、フォーラムが開かれていて、私の同僚の調査官がお邪魔しております。日根荘は13世紀から15世紀くらいにかけて九条家の荘園として開発が行われてきた区域で、14の地点が日根野荘遺跡として国の史跡に指定されています。史跡に指定されている区域だけではなく、現在の農耕地や居住地の全域を含めて、重要文化的景観に選定していくための様々な取組みが行われているところです。農業を継続していく上で、地域の人々は圃場整備を求めているのですが、その在り方を巡って議論が行われてきました。

[29] さて、最後に文化的景観の話から登録制度の話に移りたいと思います。

先ほどもご説明しましたように、平成8年に導入された建造物の登録制度から、美術工芸品や有形民俗文化財、記念物をも含めて対象範囲の拡大が行われました。特に記念物の分野では、評価が定まっていないために消滅の危険性が迫っているようなものを中心に登録を行い、緩やかな規制の下に広く周知等の保護を図っていくこととしています。遺跡関係では、これまで大名の墓所について指定を進めているのですが、個人の墓については指定していませんので、広く登録の対象にできるのではないかと思います。また、近代の遺跡のうち、戦争に関連する遺跡なども対象にできるのではないかと思います。名勝地関係では、都市公園ですね。都市の中心にあっ

て様々な空間要求の対象となり、文化財の観点からのみ強い規制措置を行ったのでは立ち行かないような都市公園について、登録制度の緩やかな規制の下に、その文化的な価値を周知することが可能となるのではないかと思います。

[30] 画面は道頓堀ですが、大阪の都心において、道頓堀などの堀の水面が果たす役割はとても大きいと思います。先ごろの阪神の優勝の時にも、また道頓堀に飛び込んだ人がいたそうですね。動くカニで親しまれてきた看板。これもまた道頓堀のシンボルとなっているのでしょうか。

[31] グリコの選手のコスチューム・スタイルも、時間の経過とともに変わってきたのではないのでしょうか。その変遷の過程にも、文化的な意義があるんだろうと思います。

[32] 青い灯、赤い灯が寄せ来る水面。「水の都」である大阪の都市軸として、道頓堀が持つ文化的価値を評価していく必要があると思います。

[33] 道頓堀と直行して、北に伸びるのは御堂筋ですよ。昭和12年に関大阪市長によって作られた幅43mの大規模な街路で、現在でも大阪市の重要な都市軸となっていることには変わりはありません。もちろん、「なにわの名所」であることも疑いないと思います。

[34] 御堂筋の北の端には中之島公園がありますよね。

[35] 土佐堀川と堂島川に挟まれた中之島。両河川から大川へと遡ると、ご覧のように造幣局の桜並木もあります。都市の中にある緑の軸が持つ文化的な価値について、評価していく必要があるのではないのでしょうか。

[36] 道頓堀、御堂筋、中之島公園、そして現在では高速道路が走っていますから難点はありますが東横堀川。これらの堀の原形は豊臣時代にも遡ることが可能なものであり、近代以降に整備が進んだ「八百八橋」の景観や都市軸をなす街路・公園の景観でもあります。このようなものを、文化的な視点から評価していく必要があるんだろうと思います。

[37] 通天閣と新世界の界限も、非常に魅力のある地域ですね。登録制度や文化的景観の制度の下に、この界限が持つ文化的な価値を再発見し、みんな確認しながら地域づくりの施策をこの界限において進めていく第一歩にできないのかなあとと思いま

す。

[38] 火事で焼けてしまったけれど、法善寺横丁の界隈。人が往来する道の文化的景観の視点から評価していくことも可能なのではないのでしょうか。

[39] 上町台地の西側には、多くの坂がありますね。左は源聖寺坂ですが、寺と坂が織り成す風景についても、もう一度光を当ててみる……。

[40] 現在の文化財保護に関する課題をまとめてみました。法制度上の将来的な課題は様々あるんですが、これまでにご説明しました指定制度、登録制度、文化的景観の選定制度などを上手く組み合わせる中で、1つ1つの遺跡、名勝地、動植物種・地質鉱物、建造物なども大切なんですが、それが群として組み合わせることにより一定の地域の文化や歴史を物語っているわけですから、それらの相互の関係を踏まえ、総体として評価し、保存・活用を図る。そのような視点が大切なのではないかと思います。おそらく、そこには文化財の保存活用事業だけではなく、公園整備事業や景観法に基づく景観形成事業など、他の制度の下に様々な事業を導入することも可能なのだらうと思います。

[41] 最後に一例をご紹介しますとおきたいと思います。画面は世界遺産の事例なんですけど、特に今年、世界遺産一覧表に登録された文化遺産の中で私が興味を抱いたものの1つです。19世紀の初頭に、北はスカンジナビア半島の北端から南は黒海沿岸に至るまで、合計256箇所の地点に設けられた大三角測量の観測施設などのうち、現在残っている35箇所について、計7ヶ国の関係国が協力して1つの遺産として登録を行った事例なんですね。先ほど、世界遺産の分野において文化的景観が非常に注目されているという話をしましたが、国境を越えて分散している遺産を1つのコンセプトの下に、それぞれ関連性のあるものとして捉えていくという視点も非常に注目されつつあるんですね。各国の協力関係を築くのが比較的困難な19世紀の初期という時代に、地球の規模・形態を科学的に把握するために、相互の利害を超えて大三角測量事業に取り組んだということなんですね。19世紀初頭における国際協力の典型例だという視点からも評価が可能であり、今後、関係国間の国際協力の下に遺産保護を進めていくという点においても積極性がある。これは、世界遺産条約が標榜している遺産保護に関する国際協力の視点

からも、重要な意味を持っているとの評価です。

[42] そのような観点から考えると、日本においても、1つの都道府県の中で複数の市町村に及んでいるような文化財や文化遺産で、1つのコンセプトの下に総体として捉えられるようなものがあります。画面は、岩手県を代表する詩人・童話作家である宮沢賢治が、理想の大地として描き出した「イーハトーブ」を構成する一群の自然的景勝地で、「イーハトーブの風景地」として1つの名勝に指定されたものです。現在は、それぞれの景勝地が所在する複数の市町村の間が連携して、保存管理と整備活用の計画づくりの取組みを進めようとしています。

「イーハトーブ」は1つの都道府県の中の事例ですけども、都道府県を越えても同様の組み立てが可能なのではないのでしょうか。例えば松尾芭蕉の奥の細道など、1人の人物にまつわり連続性のある遺産を一群のものとして捉えていくことも可能なのではないかと思います。

[43] そのように、空間的な広がりを持つものとして遺産を捉えていくという視点が大切なのではないかと。今までの価値観では見つからないものを見つけていく視点。そして見つけたものを手塩にかけて磨いていくという視点。発見したものはその町や村が持っている固有の遺産であり、発見した地域の人々が自らの遺産として内外に自慢していく心が芽生えてくるのだらうと思います。そして、その過程で、上から押し付けられるルールではなく、自らが自らの遺産を護るために自らのルールを創り出すことが必要です。それを継続的に進めていけば、文化遺産からの観点からだけではなく、医療や社会福祉の観点からの町づくりにも発展させていけるかも知れません。そのような長い取組みの取っ掛かりが文化的景観の保護であったり、連続性のある遺産であったりするのだらうと思うんですね。そのような観点から、ここ関西大学のセンターにおいて、これまでの文化財の視点にのみとられることなく、さらに広い視野から大阪の文化遺産の保護のための調査研究に取り組みようとしている点は非常に大きな意義があるのではないかと思います。

[44] 少し長くなりましたが、以上で私の報告を終わります。どうもありがとうございました。